

はじめに

私たち日本小型船舶検査機構（JCI）は、国の代行機関として小型船舶検査等の業務を的確かつ公正・公平に実施することにより、小型船舶の安全の確保及び小型船舶の健全な利用促進に貢献するために、国民の皆さまの信頼を常に維持していけるよう努めています。公正・公平な検査の執行を確保するため、JCIでは「不当要求行為に対する方針」を策定しています。

J C I 不当要求行為に対する方針

基本方針

JCIでは、公正・公平な検査を執行するとともに、船舶検査の受検者または来訪者の皆さまへ誠意をもって対応します。一方で、常識を超えた要求や言動による不当要求行為は職員の人権及び職務環境を著しく損なうものとして、毅然とした態度で対応し、組織的に立ち向かうこととします。

不当要求行為の定義

JCIでは、「受検者等が、脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権限に基づく影響力を行使して、職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって職員の公正な職務の執行を妨げる行為」を不当要求行為と定義します。

不当要求行為となる行為例

- ①暴力、脅迫又はこれに類する行為を用いて、法令及び規程等に逸脱した要求の現実を図る行為
- ②粗野又は乱暴な言動により、職員の生命、身体、財産又は身分等に不安を抱かせる行為
- ③正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- ④正当な権利行為を装い、社会常識を逸脱した手段により、金銭、権利、物品の購入等又は特定の第三者に有利となるような便宜を要求する行為
- ⑤正当な手続きによることなく、作為又は不作為を求める行為
- ⑥上記①から⑤に掲げるもののほか、当機構の施設等（借上げを含む。）の保全、秩序の維持及び検査事務等の執行に支障を生じさせる行為

上記の定義及び行為例は、厚生労働省発行の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき策定しています。なお、行為例は例示であり、不当要求行為は上記に限定されません。

※厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」へのリンクはこちら

不当要求行為への対応

不当要求行為が発生した場合、要求等を受け入れられないことを説明させていただきます。それでも問題となる行為が継続する場合には、検査等の執行を中止させていただく場合もあります。なお、悪質な言動や犯罪行為に対しては、警察等のしかるべき第三者機関への通報等、厳正に対処します。また、秩序維持・検査等の品質向上のため、検査等の状況をカメラを利用し録画させていただく場合があります。